

申込書

規約内容を了承し、これに同意いたしましたので、以下の通り申込をいたします。

[新卒人材紹介サービス利用規約]

e-Syoukai

お申込日	年	月	日
------	---	---	---

■お申込内容

件名	新卒紹介サービス
内容	見積番号
請求条件	実績に応じてご請求致します
支払期限	内定承諾月末日締め_翌月末日支払

■お申込者様情報

フリガナ		フリガナ	
法人名	印	代表者名	
フリガナ			
所在地	〒		
連絡先	TEL :	MAIL :	
所属部門	部門メーリングリスト :		

※規約変更等の通知は部門メーリングリスト宛にお送りいたします。

■ご請求先情報

フリガナ			
所在地	〒		
連絡先	TEL :	MAIL :	

※未記入の場合、請求書はご担当者様宛にお送りいたします。

■お申込先情報

e-Syoukai 株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー12F 代表取締役社長 CEO 春日 博文担当： 間宮美咲

新卒人材紹介サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 新卒人材紹介サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、お客様の依頼に基づき、ポート株式会社(以下「弊社」といいます。)が提供するサービス(以下、総称して「本サービス」といいます。)に関する規約であり、本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する弊社とお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と弊社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。本サービス申込書と本規約は一体のものであり、これらに基づき弊社とお客様との間に発生する法律關係を「本契約」といいます。

2. 本規約とは別に、弊社とお客様の間で個別契約が締結された場合、個別契約と本規約に異なる定めがある場合は、その異なる部分については、個別契約が優先して適用されるものとします。

3. 弊社が本サービスを提供する上での仕様、料金その他の詳細につき、お客様は、申込書その他弊社が別途指定するところから従うものとします。また、お客様から弊社に対する料金のお支払いに関する、振込手数料その他の手数料は、お客様が負担するものとします。なお、本サービスに関する料金その他お客様にお支払いいただく金額には、別途消費税その他の税金が加算されます(当該サービスのご提供時点での税制に従うものとします)。

第2条 (本サービス及びサービスプランの内容)

1. 弊社は、第3条に定める申込書の記載に従い、本規約第2章に定める各サービスを提供致します(各章に定めるサービスには、当該サービスに付随するサービス及び申込書その他弊社が別途指定するサービスを含むものとします。)

2. 弊社は、弊社の裁量により、本契約により弊社がお客様に対して負う義務と同等の義務を負担させた上で、本サービス提供の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第3条 (利用の申込み)

1. 本契約は、お客様が本規約に同意の上、前条に定める本サービスの種類を特定した弊社所定の申込書に記名及び捺印し、当該申込書を弊社に郵送、ファクシミリまたはPDFデータを電子メールにより送信し、弊社がこれを受領した時点で成立するものとします。なお、本項における申し込みは、弊社が指定または承認する外部サービスを利用する電磁的方法による署名によって行うことができるものとします。

2. 本契約成立に基づき、お客様から弊社に対して支払われた金銭は、特段の定めのない限り、返金致しません。

第4条 (お客様による採用状況等の報告)

弊社はお客様に対し、いつでも、弊社が紹介した学生等(お客様が採用した学生等の入社後を含みます)、お客様における採用状況を問い合わせることができるものとし、お客様はこれに対して誠実に回答するものとします。

第5条 (禁止事項)

1. お客様が弊社のサービスを利用するにあたり、下記の行為を禁止させていただきます。

(1) 各種労働法規に抵触するおそれがある労働条件を提示する行為

(2) 基本的人権の侵害、就職における差別を助長し、均等な雇用機会を損なうおそれがある行為

(3) 採用に応募する者(本規約第2章に基づき弊社が紹介した者等、本サービスを経由してお客様と接触するに至った者全てを含むものとし、以下総称して「応募者」といいます。)に対して、次に掲げる経済的負担を合理的な理由なく要求し、またはそのかす行為

a) 商品、材料、器具等の購入

b) 講習会費、登録料等の納入

c) 金銭等による出資

d) 教育施設等による経費を伴う受講

e) その他応募者に負担させることが相当ではない経済的負担

(4) 応募者に対し、弊社以外が運営する職業紹介事業その他の人材紹介サービスの利用・登録を助長または勧誘する行為

(5) わいせつ画像、文書の頒布等に当たる行為

(6) 犯罪的行為に結びつく蓋然性が高い行為

(7) 事実誤認を誘発し又は虚偽の事実を告げ、あるいは事実を告げず欺く行為

(8) 他のお客様または第三者の財産権、プライバシー、著作権その他知的財産権を侵害する行為

(9) 他のお客様または第三者を誹謗中傷し、又は第三者に不利益を与える行為

(10) 本サービス運営を妨げまたは弊社の信用を毀損する行為

(11) 法令、条例または公序良俗に違反するおそれがある行為

(12) 人材採用以外の目的で本サービスを利用する行為

(13) 前各号に定めるもののほか、弊社が合理的な根拠に基づき不相当と判断する行為

2. 弊社は、お客様の行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、かかる本サービスの停止により、お客様が損害を被った場合であっても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 万一、弊社が、第三者から、お客様の行為が第1項各号の1に該当することを理由として権利侵害の主張をされた場合には、お客様の費用と責任においてこれを解決するものとします。また、弊社が独自にかかる紛争に対応した場合には、お客様は、弊社が自己を防衛するため等の法的活動に要する費用(弁護士費用を含む)をすべて負担するものとします。

第6条 (機密情報の保持)

1. 本契約において、秘密情報とは、お客様又は弊社の保有する技術上、営業上その他業務上の一切の知識及び情報(但し、第7条に定める「個人情報」を除く。)をいい、文書、図面、その他書類に記載され、又は電磁的もしくは光学的に記録された情報であるか否かを問わないものとし、又、相手方の承諾を得て、作成されたそれらの複製物・加工物も含むものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

(1) 知得時に既に公知であったもの又は知得後自己の責に帰さない事由により公知となった情報。

(2) 正当な権限を有する第三者から適正な手段で秘密保持義務を負わずして取得した情報。

(3) 知得した情報に依拠することなく独自に開発又は知得された情報。

(4) 相手方から提供される前にお客様又は弊社が所有していた情報でかかる事実が立証できるもの。

2. お客様及び弊社は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を厳正に管理し、第三者に開示もしくは漏洩し、又は本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとします。又、秘密情報を本契約の目的による使用を除き、相手方の書面による事前の承諾を得ずして複製、加工してはならないものとします。

3. お客様及び弊社は、前項の規定にかかわらず、以下の場合には、秘密情報を開示することができるものとします。

(1) 開示について相手方の書面による事前の承諾を得た場合。

(2) 法令に基づき権限のある官公署等から開示の要求があった場合。但し、開示にあたっては、原則として事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合は、開示後直ちに相手方に通知するものとします。

4. お客様及び弊社は、秘密情報を業務上知る必要のある最小限の範囲の役員、従業員及び弁護士・公認会計士などの法令上秘密保持義務を負う第三者(以下、総称して「従業員等」という)にのみ開示するものとし、本条各項の定めを誠実に履行する為、当該従業員等による秘密保持義務の遵守について、相手方に責任を負うものとします。また、退社した従業員等についても同様の取扱いをするものとします。

第7条 (個人情報の取扱)

1. 本契約において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるものをいい、当該情報のみでは識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができるものを含むものとします。
2. お客様及び弊社は、個人情報を弊社プライバシーポリシーに従って扱うものとし、法令、官庁の定めるガイドライン及び相手方の指示に従い善良な管理者の注意をもって厳正に管理し事前に書面による本人の承諾を得ずして第三者に開示してはならないものとします。
3. お客様及び弊社は、前項の規定にかかわらず、法令に基づき権限のある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で個人情報を開示することができるものとします。但し、開示にあたっては、原則として事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合は、開示後直ちに相手方に通知するものとします。
4. お客様及び弊社は、個人情報を業務上知る必要のある最小限の範囲の従業員等のみ開示するものとし、本条各項を誠実に履行する為、当該従業員等による個人情報保護義務の遵守について、相手方に責任を負うものとします。

第8条（各種秘密情報の漏洩防止）

1. お客様及び弊社は、前各条に定める秘密情報及び個人情報（以下「各種秘密情報」という）の保護の為、善良なる管理者の注意をもって従業員等への情報安全管理教育等を行うことはもとより、各種秘密情報書類の施錠管理、コンピュータのセキュリティ対策を講じるなど、従業員等の各種秘密情報保持の意識向上を図るとともに漏洩防止対策を講じるものとします。
2. お客様及び弊社は、本契約終了後速やかに、相手方の秘密情報を記載又は記録した媒体の返却又は破棄、電磁的又は磁氣的記録の削除・消去その他相手方の秘密情報の利用・開示・漏洩を防止する為、適切な措置をとるものとします。

第9条（サービスの一時停止、中断）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社はお客様への事前通知なしに、自ら判断により、本サービスの全部または一部を停止・中止もしくは運営方法を変更できるものとします。お客様は、弊社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、停止や運営方法の変更に関して、弊社に対して損害賠償等を請求することはできません。
 - (1) 本システムの保守点検を定期または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 天災地変などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 弊社が設置または管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様に提供できない事由が生じた場合
 - (5) 弊社の責めによらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) その他、弊社が一時的な中断・停止を必要と判断した場合
 - (7) サービスを提供する各ソーシャルメディアのサービス提供の中止、仕様変更、規制その他、サービス提供時に予期せぬ変更があった場合

第10条（キャンセルについて）

第3条に基づき本サービス申込がなされた後にお客様の都合により当該申込をキャンセルする場合、お客様は、本サービスの提供に伴いお客様に既に支払義務が発生した費用の支払義務を免れません。この場合、弊社は、本サービスに基づき、既にお客様よりお支払いいただいた金銭の返金は致しません。

第11条（業務委託・提携）

弊社は、現在及び将来にわたり、本サービスの業務を遂行し、あるいは事業を拡充する為、継続的に第三者たる企業、組織または団体と業務委託・提携等することができるものとします。

第12条（取引実績の公表）

お客様は、弊社が本サービスの取引実績として、取引実績の公表のために必要な範囲で、お客様の名称、お客様の保有する商標及びロゴを使用し、公表することを許諾するものとします。

第13条（免責）

1. お客様の本サービス利用に関する揭示または公開する内容への問い合わせ、クレーム等のトラブル、および本サービスに関連して他のお客様とその他の第三者との間で発生したトラブル（以下、総称して「トラブル等」という）については、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、お客様の責任と負担において解決し、弊社に一切迷惑をかけないものとします。万一、問い合わせ等に関連して弊社に損害が発生した場合は、お客様はこれを賠償するものとします。
2. 弊社は、以下の各号の事由に該当する場合には、弊社の判断において、お客様に事前に通知することなく、本サービスの提供の全部または一部を停止することがあります。
 - (1) 天災地変、事変、疫病の蔓延、放射能汚染その他の不可抗力による非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
 - (2) 電気通信設備の保守上または工事、障害その他やむをえない事由が生じた場合
 - (3) 法令等による規制が行われた場合
 - (4) お客様による本サービスの利用が、第三者の権利の侵害する場合であつて、当該第三者からお客様又は弊社に対してその旨の警告等の通知がなされた場合
3. 弊社は、前項各号に基づき本サービスの提供の全部または一部が停止されたことによってお客様または第三者に生じた損害及び結果については、一切責任を負わないものとします。
4. 本契約において弊社がお客様に対して負担する損害賠償の範囲は、お客様が直接被った通常の損害に限定され、弊社がお客様から過去1年間に受領した本サービスの料金の総額またはお客様が損害を被る原因となった申込書に記載の料金のいずれか低い金額を上限とします。

第14条（契約の解除）

1. お客様が次の各号の一つでも該当する場合、弊社は何ら催告なく本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本規約の各条項のいずれかに違反した場合
 - (2) 応募者の基本的人権を侵害する行為（パワハラ、セクハラ等）や就職における差別を助長する行為があった場合、その他、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）に違反する行為があった場合
 - (3) 掲載された求人広告と業務の実態が異なり、これによって第三者から苦情を申し立てられた場合、またはその恐れがある場合
 - (4) 本規約違反の疑いにつき弊社から説明を求められたにもかかわらず、合理的な説明が行われない場合
 - (5) 破産、民事再生手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始の申し立てを受け、または自ら申し立てた場合、若しくは事実上倒産した場合、またはその蓋然性が高いと弊社が判断した場合
 - (6) 支払停止、支払不能その他会社の信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (7) その他、本サービスを継続しがたい事由が発生したと弊社が判断した場合
2. 弊社が次の各号の一つでも該当する場合、お客様は、何ら催告なく本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 正当な事由がなく、弊社が本サービスを実施しない場合
 - (2) お客様に虚偽の報告をした場合
 - (3) 弊社が本規約の条項に違反した場合
 - (4) 本業務の遂行にあたって正当な理由なくお客様の指示に従わない場合

第15条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、弊社が申込書受領した日から1年間とします。但し、契約期間満了の1カ月前までにお客様より本契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に同一条件のもと、1年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても同様とし

ます。

2. お客様から弊社に対して、ある特定の日付から継続して2年間、求人者の紹介の依頼または求人票の更新がなかった場合、同期間の最終日の経過後初めて訪れる3月末日の到来をもって、自動的に本契約は終了するものとします。

第16条（反社会的勢力への対応）

1. お客様及び弊社は、相互に、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様及び弊社は、相手方が前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。なお、この場合、相手方に対して何らの損害賠償債務を負わないものとします。

第17条（その他禁止事項）

1. 本サービスに関する著作権その他の権利は、お客様から弊社に提供する素材に関する権利を除き、弊社に帰属します。お客様は弊社の権利を侵害してはならず、また、本サービスを変更、改造、改造等しないものとします。

2. お客様は、本サービスを利用することにより得た求人サイト運営方法の情報・技術情報、個人情報等をもとに、弊社と同様の業務を行ってはならないものとします。また、有償無償を問わず、同情報を第三者に提供してはなりません。

3. お客様は、本契約に基づく契約上の地位、及びこれに関して生じた弊社に対する債権その他いかなる権利も、弊社の同意なしに第三者に移転または譲渡することはできません。

第18条（遅延損害金）

本規約に基づきお客様が弊社に対して支払義務を負う債務について、各支払期日までにお支払いがなされない場合、支払期日の翌日から支払日までの遅延損害金として、年率15%の割合で遅延損害金を加えた金員を申し受けれます。

第19条（協議事項）

お客様及び弊社は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が発生した場合には、お互いに誠意をもって協議し、解決するものとします。協議にあたっては、弊社のお客様営業担当者を窓口とし、解決が困難な状況となった場合は、管理本部担当者が最終窓口となり協議するものとします。

第20条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第21条（合意管轄）

弊社とお客様との間に、本サービスに関連して紛争が生じた場合には東京地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（規約の変更）

弊社は、お客様の確認をもって本規約を随時変更することができ、変更後の規約（以下「新規約」といいます）は、お客様と弊

社との間に適用されます。ただし、規約の変更時には1ヶ月の告知期間を設け、電子メール、管理者向けサイト上で告知をするものとし、この告知期間の経過を持って新規約が発効するものとします。また、本規約に基づいて現に発生している権利義務は新規約による影響を受けないものとします。規約変更後に本サービスを利用する場合、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第23条（契約終了後の効力）

本契約終了後であっても、以下の事項については有効に存続するものとします。

（1）本規約第5条乃至第8条、第12条、第13条、第16条乃至第21条及び本条の規定

（2）本契約終了前に適切に発生した、本契約に基づく報酬・料金その他これに準ずる支払い関係における権利・義務

第24条（契約締結の権限）

本契約の署名または記名押印（電磁的方法による場合を含む）について、お客様と弊社は、正当に代表する権限のある者によるものであることを相互に保証するものとします。

第25条（適用範囲）

本章の規定は、弊社の提供するすべてのサービスに適用されます。

第2章 新卒人材紹介サービス

第1条（内容）

1. 新卒人材紹介サービスは、弊社が、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）に基づき、求人者であるお客様に対し、新卒求職者を紹介し、お客様と求職者の雇用関係の成立をあっせんするサービスです。

2. 弊社は、見積書・申込書等において、次の各号に定めるサービスプラン名を用いることがあります。

（1）人材紹介成果報酬プラン（以下、「成果報酬プラン」といいます。）

成果報酬プランとは、弊社からお客様に対して新卒人材紹介サービス（第2章）を提供し、弊社が紹介した人材の採用内定の承諾（以下、内々定を含む）が決定した際に、本章第5条の規定に従い、紹介手数料が発生するサービスをいいます。

（2）人材紹介コミットメントプラン（以下、「コミットメントプラン」といいます。）

コミットメントプランとは、弊社からお客様に対して、お客様の年間予定内定承諾者数を達成するためのシミュレーションを策定したうえで、新卒人材紹介サービスを提供するプランをいいます。コミットメントプランでは、お客様は、弊社の策定した達成シミュレーションに同意した上で申込を行うものとし、申込時に初期費用として達成シミュレーション策定費用が発生するほか、成果に従った人材紹介費用が発生致します。なお、本契約成立によって、お客様から弊社に対するコミットメントプラン提供のための初期費用支払義務が発生するものとし、いかなる理由によっても、前項の初期費用の返金は致しません。

第2条（求人者の申込と受理）

1. お客様は、求人者の申し込みをする場合、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を、文書ファクシミリ、電子メールその他これに準ずる方法で、弊社に対し事前に通知するものとし、弊社は必要に応じ当該求人者の条件につき細目を確認するものとします。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる事項の何れかに該当する場合、弊社は当該求人者の申し込みを受理しないことがあります。

（1）求人内容が、法令に違反するとき。

（2）賃金、労働時間その他労働条件が、通常の労働条件に比し、著しく不当であると認められるとき。

（3）お客様が、前項の規定による求人内容の明示を行わないとき。

第3条（紹介及び選考採用等）

1. 弊社は、お客様が依頼した求人情報に合致する該当者（以下「紹介対象者」という）に対して、お客様の明示した労働条件を

職業安定法第5条の3第1項に定めるとおり明示し、並びに職業安定法第5条の7に定める適格紹介の原則に基づくコンサルティングを実施します。

2. 弊社は、前項により適当と認めた紹介対象者をお客様に対し紹介します。尚、当該紹介時、必要に応じ提出する履歴書及び職務経歴書等は、当該紹介対象者の責任において申告作成されるものであり、記載内容につき弊社は何らかの責任を負うものではありません。

3. お客様は、前項に基づき弊社より紹介を受けた紹介対象者について、自ら選考を行い、これを適当と認めた場合には、当該紹介対象者に対し、求人条件に基づく条件にて採用するものとし

4. お客様は、紹介対象者の採用において、職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)を遵守するものとします。

5. 弊社は、本条第2項及び第3項につき、お客様に必要な適切なアドバイスを行い、その他の採用選考に関する支援を行うものとし

6. お客様は、弊社に対し、本契約が成立した月から毎月月末限り、お客様における、弊社経由で個人情報取得した学生等または、弊社経由で接触した学生等の採用状況を適宜の方法により報告するものと

7. 弊社からお客様に対して、第1章第4条に基づく採用状況の報告を求めたにも関わらず、報告を求めた日から30日間が経過しても何らの報告がなされなかった場合、お客様は、最終の採用状況の報告がなされた日以降に弊社が本章の規定に基づいてお客様に紹介した学生等全員を採用したものとみなし、お客様に本章第5条に規定する紹介手数料の支払義務が発生するものと

8. 紹介対象者が、弊社によるお客様への職業紹介を希望しない意思を示した場合は、お客様及び弊社は日本国憲法第22条第1項及び職業安定法第2条に定める職業選択の自由並びに労働基準法第5条に定める強制労働の禁止に鑑み、これを尊重するものと

第4条(紹介について)

1. 本サービスにおける、弊社からお客様への学生等の紹介とは、下記の場合を意味するものと

(1) 本章第3条第2項に基づき、弊社からお客様へ個人情報を開示する等して、お客様と紹介対象者に接触の機会を提供した場合

(2) 弊社が開催するイベントを経由してお客様と学生等とが接触する機会を持った場合

2. 本条第1項に基づく弊社からお客様への学生等の紹介以外に、お客様と当該学生等に何らかの接点があった場合でも、弊社からお客様への当該学生等の紹介がある限り、第5条に定める弊社からお客様への紹介料の請求を妨げません。なお、内定承諾後紹介対象者の辞退が発生し、弊社の紹介後1年以内に当該紹介対象者の応募又は人材紹介(リファラルを含む)がなされて当該紹介対象者が正社員か否かを問わず入社(業務委託を含む)した場合は、弊社の紹介が成立したものと扱い、第5条第2項の手数料の対象となります。この場合、お客様は、当該紹介対象者の承諾後5営業日以内に弊社にその旨を通知するものとし、かかる通知の無い場合は第5条第4項の対象として取り扱います。なお、本契約の契約期間が終了しても、本項は存続するものと

第5条(紹介手数料)

1. 弊社が紹介した学生等に対し、お客様が採用内定通知を行って学生等から内定承諾の意思表示をお客様が受理した場合、当該時点をもってお客様に弊社への紹介手数料の支払義務が発生するものと

2. 第1項に定める紹介手数料は、別途弊社が発行する見積書記載の金額と

3. お客様は、本条第1項の内定承諾が発生した場合、内定を承諾した日が属する月の翌月3営業日までに、弊社に対し、電子メールその他両当事者によって定める方法によって、当該内定承

諾が行われた日付などの連絡を行うものと

4. お客様が、弊社が本章の規定に基づいて紹介した学生等を採用したにも関わらず、採用内定に至らなかった等の虚偽の報告をした場合、お客様は弊社に対して紹介手数料の200%の金額の損害賠償金支払義務を負うものと

第6条(紹介手数料の支払方法)

前条の紹介手数料の支払方法、支払期限等の詳細については、見積書に記載するものと

第7条(内定辞退等による返金規定)

1. 本契約に基づきお客様が採用した学生等(以下「内定者」といいます)が、自己の意思により内定辞退した場合には、①当該内定者が辞退した日から90日以内の弊社への報告、②弊社担当者による、当該内定者に対するお客様の内定を辞退した旨の直接確認、を条件として、弊社は当該内定辞退をした内定者に関する紹介手数料の全額を返金致します。なお、①のお客様による報告後、14日間、弊社担当者が当該内定者と連絡を取ることができなかった場合、上記②の条件は満たしたものとみな

2. 内定者が、以下に記載する事由により内定辞退をすることとなった場合には、弊社からお客様に対する紹介手数料の返金は致

しません。

(1) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のお客様の不法行為による場合

(2) お客様の著しい業績悪化、お客様に対する刑事処分や行政処分があった場合など、お客様の社会的風評の著しい悪化による

場合

(3) 求人時の勤務条件から正当な理由なく著しい変更が発生した

ことによる場合

(4) その他専らお客様の都合又はお客様の責に帰すべき事由による

場合

3. 内定者が、お客様の判断により内定取消となった場合、内定取消が下記の事由に基づく場合に限り、弊社は、当該内定辞退をした内定者に関する紹介手数料を返金致します。紹介手数料の返金額や返金方法等の詳細については、見積書に記載するものと

5. 内定者が卒業を予定している年度に卒業できなかったとき(但し、当該学生等が実際に卒業した後の再度の採用を予定している場合を除

きます)

(2) 採用にあたり内定者がお客様に提出した書類・資料や、お客様に申告した内定者の経歴に関する重要な情報に虚偽があった

とき

(3) 採用内定後の内定者の病気や事故により、内定者がお客様における就労に耐えられないと客観的に認められるとき

(4) 採用内定後に、内定者が刑事事件で有罪の判決を受けたとき

4. 内定者がお客様に入社した日以降は、特段の定めが無い限り、いかなる理由によっても弊社からお客様に対する紹介手数料の返金は致

しません。なお、社内見学、入社前研修等いかなる名目であろうとも、入社日前に内定者に実質的な勤務(インターンやアルバイトなど内定者の社内的立場は問いません)が発生した場合は入社として取り扱い、その後の事情によらず、紹介手数料の返金は致

しません。

第8条(損害賠償)

1. お客様及び弊社は、本章に規定する内容に違反し、これにより相手方又は第三者に損害を加えたときは、各自の責任により、その損害を賠償する義務を負うものと

2. 弊社は、お客様が紹介対象者を採用した後の行為に関しては、一切損害賠償義務を負いません。

以上

2022年5月9日改訂